f)　こうした規定上の規制に従い強制することは、低価格のHF SSBトランシーバの有効性とともに、ますます困難になってきていること。
g)　2170-2194kHzの周波数帯、4063kHzから27500kHzまでの間の海上移動業務及び2850kHzから22000kHzまでの間の航空移動(R)業務専用に分配された周波数帯における周波数利用の調査記録は、こうした周波数帯における周波数の多くが未だに他の業務の局により利用されていること。また、その多くは、第23.2号の規定に違反して運用していること。
h)　一定の状況では、HF無線が海上移動業務にとって唯一の通信手段であり得ること。また、上記の考慮事項 g)で述べた周波数帯の周波数の中には遭難・安全目的のために確保されている周波数もあること。
i)　一定の状況で、HF無線が航空移動(R)業務にとって唯一の通信手段であり、これは安全業務であること。
j)　WRC-2000及びその後の会議において、運用上の遭難･安全通信を保護する目的で、航空移動(R)及び海上移動業務によるHF帯の利用を見直したこと。
k)　この決議は、主管庁によって強制的ではなく採用されることが可能な幾つかの混信低減手法を特定していること。

以下を特に考慮し、

a)　海上移動業務の遭難・安全通信のためのチャネルに有害な混信が起こらないようにすることは、それらが人命や財産の安全保護に不可欠であることから、最も重要であること。
b)　航空機の安全で規則正しい運行に直接関係するチャネルに有害な混信が起こらないようにすることも、それらが人命や財産の安全保護に不可欠であることから、最も重要であること。

以下をITU-R及びITU-Dに適宜要請することを決議し、

HF帯、特に遭難・安全のためのチャネルへの混信を緩和するため、適切な運用に関する地域的な意識を高めること。

以下を主管庁に要請し、

1　第4.4号、第5.128号、第5.137号及び第4.13号から第4.15号までに明確に定める条件に基づく場合を除いては、海上移動業務以外の業務の局が、遭難・安全のためのチャネル及びそのガードバンド周波数並びに当該業務専用に分配された周波数帯の周波数を利用するのを慎むことを確保すること。また、第4.4号及び第4.13号に明確に定める条件に基づく場合を除いては、航空移動(R)業務以外の業務の局が、当該業務専用に分配された周波数帯の周波数を利用するのを慎むことを確保すること。
2　人命、財産及び航空機の安全で規則正しい運行を危険にさらすおそれのある不正な発射源を特定し、位置を突き止めるためにあらゆる努力をすること。また、調査結果を無線通信局に通知すること。
3　附属書の第４項目に従って、無線通信局が策定する調査計画に、又は主管庁間でそのように合意する場合、他の主管庁の権利に悪影響を与えずに、また、無線通信規則のいかなる規定にも抵触せずに、主管庁が策定する調査計画に参加すること。
4　海上移動業務及び航空移動(R)業務に分配された周波数帯における不正な送信を防ぐあらゆる努力をすること。
5　権限のある機関に、各々の権限の範囲内で、無線局が遭難及び安全のためのチャネルを不正に使用すること又は第23.2号の規定に違反した運用をすることを防止するために、必要又は適切だと考えられる法的又は規制的措置を執るよう要請すること。
6　第23.2号の規定に違反する場合には、この決議に規定する周波数又は周波数帯に関する無線通信規則の規定に違反しているあらゆる送信の停止を確保するために必要な全ての措置を執ること。
7　附属書に規定する混信低減手法で海上移動業務及び航空移動(R)業務に適したものをできる限り多く採用すること。

以下を無線通信局に指示し、

1　上記の発射源をあらゆる利用可能な手段を用いて特定し、それらの発射の中止を確保するに当たって、主管庁の協力を求めること。
2　海上移動業務又は航空移動(R)業務に分配された周波数帯において送信している他業務の局が特定された場合には、関係主管庁に通報すること。
3　海上及び航空遭難・安全チャネルに対する混信の問題を、関連する地域的な無線通信セミナーの議題に含めること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議について、国際海事機関及び国際民間航空機関の注意を喚起し、これらの機関が適当と考える措置を求めること。

決議第207の附属書（WRC-15、改）　混信低減手法

この附属書は、主管庁のリソースに応じて、組み合わせて、又は単独で用いることができる幾つかの可能なHF混信低減手法を掲げる。これらの手法のいずれか又は全てを用いることは、強制的ではない。

1　代替変調方式

QPSKのような、アナログのSSB音声（J3E）及びデータ（J2B）の発射に取って代わる、又は補完するための、デジタル方式で変調した発射の使用。このイニシアティブは、機器の相互運用性を実現するために国際的に採用される必要がある。例えば、ICAOは、アナログのSSB音声通信の補完として自動化リンク確立及び適応周波数制御技術を使用してパケットデータ通信を提供するためのHFデータリンク標準を採択した（ICAO条約、第10附属書を参照）。

2　受動及び能動又は適応アンテナシステム

不要信号を拒絶するための、受動及び能動又は適応アンテナシステムの使用。

3　チャネル規制

主管庁は、免許付与、機器の標準化及び検査の取決めによって、第43.1号の規定に従い、世界的規模の使用に分配された、又は航空移動(OR)業務と共用した周波数を除くほか、付録第27号に詳述するように、航空移動(R)業務専用に分配された周波数においてHF無線機器が送信することはできないことを確保するものとする（付録第26号3.4を参照）。

4　地域的なHF監視及び方向探知施設

監視及び方向探知施設の使用を調整するための地域主管庁間の同調及び協力。

5　警告メッセージの送信

強度の混信又は持続する混信によって影響を受けている特定のチャネルにおける多言語の警告メッセージの送信。そのような送信は、影響を受けている業務の使用者及び関係する（１又は２以上の）主管庁又は権限のある機関と調整した後に行うものとする。

6　教育及び広報イニシアティブ

主管庁は、上記の周波数帯における無線周波数スペクトルの適切な利用に関する教育及び広報イニシアティブを規定するものとする。

改　決議第212(WRC-15、改)　1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯でのInternational Mobile Telecommunicationsの実施

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　ITU-R決議第56が、International Mobile Telecommunications（IMT）の名称を定義していること。
b)　無線通信部門(ITU-R)が、WRC-97に対して、約230MHzの周波数幅をIMTの地上系及び衛星系の使用のために勧告したこと。
c)　ITU-Rの研究では、IMTの将来のサービスを実現し、将来の利用者の要求及びネットワークの展開に対応するために、追加の周波数が必要となる可能性があることを予測してい